

食 品 衛 生 情 報

令和7年10月6日号

大津市保健所

営業施設のねずみ、昆虫対策はできていますか

営業施設のねずみ、昆虫対策として、次のことが義務づけられています。
施設の衛生管理について、再度確認しましょう。

- ねずみ及び昆虫の繁殖場所を排除し、窓、ドア、排水溝等からねずみ及び昆虫が施設内に侵入しないよう網戸、蓋等を設置してください。
- 1年に2回以上、ねずみ及び昆虫の駆除作業を実施し、その実施記録を1年間保存してください。
(ねずみ及び昆虫の発生場所、生息場所及び侵入経路並びに被害の状況を定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講ずる等により、その目的が達成できる方法であれば、当該施設の状況に応じた方法及び頻度で実施することができます。)
- 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品又は添加物を汚染しないようその取扱いに十分注意してください。
- ねずみ及び昆虫による汚染防止のため、原材料、製品及び包装資材等は容器に入れ、床及び壁から離して保存してください。一度開封したものについては、蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じて保存してください。

<お問い合わせ先>
大津市保健所 衛生課
食品指導係

電話:077-522-8427
FAX:077-522-7373
e-mail:otsu1441@city.otsu.lg.jp